

大和市公告第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画道路の変更案を作成したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成25年10月1日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路

3・4・6号三ツ境下草柳線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市下草柳字十三番耕地、上草柳二丁目及び中央三丁目地内

(3) 変更する部分

大和市深見字森下、深見東一丁目、深見西二丁目、深見西一丁目、上草柳一丁目、深見字坊之窪、深見台四丁目、大和東三丁目、大和東二丁目及び中央二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課

4 縦覧期間

平成25年10月1日（火）から同年10月15日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。